

秩父市住まいの防犯用具購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防犯意識の高揚を図るとともに、住宅侵入盗及び自動車盗の犯罪を未然に防止するため、防犯用具を購入した者に対し、その費用の一部について予算の範囲内において秩父市住まいの防犯用具購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、秩父市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年秩父市規則第52号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録をしていること。
- (2) 世帯主であること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする者が住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。以下「自宅等」という。）又は自家用乗用自動車（以下「自家用自動車」という。）の所有者でない場合は、所有者の同意を得ていること。
- (4) 補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日以降に次条に規定する事業を行っていること。
- (5) 秩父市暴力団排除条例（平成24年秩父市条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 市税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者又はその同居する親族が自ら所有し、又は賃借している市内に存する自宅等及び自家用自動車への別表に掲げる防犯用具の設置事業とする。ただし、営利事業の用に供する場合を除くものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費（税抜き）のうち、次に掲げる費用とする。ただし、秩父市内で営業する事業所、販売店等（以下「販売店等」という。）が施工し、又は販売店等において購入したものである場合に限るものとする。

- (1) 防犯用具の購入費
- (2) 防犯用具設置工事費（既存設備の撤去及び移設に要する費用を除く。）

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、10,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、秩父市住まいの防犯用具購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 防犯用具の内容、申請者氏名、施工日又は購入日、領収金額、領収年月日、販売店等の名称、所在地が記載された領収書その他の書類又はその写し

(2) 設置又は購入したものが別表に掲げる防犯用具であることを確認できる取扱説明書やカタログ等

(3) 防犯用具取付け後の状況が確認できる写真

(4) 申請者の運転免許証、マイナンバーカードその他の本人確認書類の写し

(5) 振込先口座情報の確認書類

(6) 誓約書（様式第2号）

(7) 防犯用具の設置に係る所有者の同意書（第三者から借り上げた自宅等又は自家用自動車に防犯用具を設置した場合に限る。）

(8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類のうち、公簿等により確認ができるものについては、当該書類の添付を省略することができる。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を実施し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、秩父市住まいの防犯用具購入費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとし、補助金の交付を不適当と認めるときは、秩父市住まいの防犯用具購入費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、補助金を交付した者が交付の条件に違反したとき又は偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたものと認めるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

品目	定義
カメラ付きインターホン	訪問者の姿を映像で確認できる機能の付いたインターホン
補助錠	主錠の他に、防犯性を高める目的で、玄関、窓などに補助的に取り付ける錠
サムターンカバー	扉の内側にある施錠部分を覆うカバー
センサーライト	主に赤外線や熱、光、振動、磁力等を感知し、自動的に一定の時間ライトで照らす照明器具
センサーアラーム	主に赤外線や熱、光、振動、磁力等を感知し、自動で警告音が鳴る装置
防犯フィルム	犯罪の防止を目的として、窓ガラスに取り付けるフィルム
自動車用タイヤロック	タイヤにリング状の器具を取り付けることで固定する装置
自動車用ハンドルロック	ハンドルに取り付け、物理的に回せないよう固定する装置
自動車用ペダルロック	ブレーキペダルに装着し、物理的に操作を不可能にする装置
自動車用防犯アラーム	ガラスの破壊やこじ開けなどの衝撃を感知した場合に警告音が鳴る装置